

会 則

中里北部連合町内会

(名称)

第 1 条 本連合会は、中里北部連合町内会（以下、本会という）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、第 3 条の区域内にある、単位町内会及び単位自治会（以下、町内会という）をもって構成し、行政と町内会との連携を円滑に行い、町内会相互の親睦及び地域発展に寄与することを目的とする。

(区域)

第 3 条 本会の担当する地域は、たちばな台地区、鴨志田地区、寺家地区、成合地区の 4 地区とする。

(役員)

第 4 条 ①本会の役員は、会長 1 名、副会長 2 名、庶務・会計及び監事 2 名をもって構成し会務にあたる。
②任務については、町内会に準ずる。
③役員の推薦により参与及び相談役・顧問をおくことができる。

(選任)

第 5 条 役員の選任決議については、単位町内会長及び単位自治会長（以下、町内会長という）並びに連合会長による推薦もしくは町内会長による互選とする。

(議長)

第 6 条 会長は、本会を代表し会議を招集して議長となる。

(費用)

第 7 条 本会の運営費用は、横浜市の助成金及び町内会からの拠出の会費、共同募金事務費・事業協力費とする

(事業年度)

第 8 条 本会の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの 1 年とする。

(総会)

第 9 条 総会の決議者は本会当該事業年度の理事、委員とする。

(付則)

第 1 0 条 ①本会は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から実施する。
②本会則の変更は、町内会長の合意によるものとする。
③本会則を、平成元年 5 月総会にて一部変更する。
④本会則を、平成 1 1 年 5 月総会にて一部変更する。
⑤本会則を、平成 2 3 年 5 月総会にて一部変更する。
⑥本会則を、平成 2 8 年 5 月総会にて一部変更する。
⑦本会則を、平成 2 9 年 5 月総会にて一部変更する。
⑧本会則を、平成 3 0 年 5 月総会にて一部変更する。
⑨本会則を、令和 3 年 5 月総会にて一部変更する。